平成３０年（フ）第１０１号
熊本市北区弓削５丁目１番55号　４号
債務者　音辻　　晃
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５号
静岡市清水区草ヶ谷299番地の５
債務者　菊地　達己
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８７号
静岡県藤枝市小石川町３丁目15番８号　グランシャトー101号
債務者　児玉真沙代
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８５０号
東京都大田区西蒲田４丁目１―12
債務者　渡邊　吉晴
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８５４号
東京都荒川区町屋６丁目37―１―207
債務者　鮫島　祥江
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８９６号
東京都板橋区熊野町25―７―1401
債務者　岡部　清次
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９１２号
東京都板橋区赤塚新町３丁目26―９―412
債務者　柳　　大作
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９１４号
東京都豊島区池袋４丁目５―１―303
債務者　渭川弘子こと　姜　　弘子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９２２号
東京都大田区大森西４丁目２―10　第３眞荘102
債務者　小林　祐子（旧姓相笠）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９２３号
東京都中野区江古田１丁目１―10―303
債務者　銀山　　崇
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９２８号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目33―26―303
債務者　岡野　美喜
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９３３号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目26―６
債務者　倉田　明美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９３８号
東京都墨田区向島４丁目12―１―604
債務者　齋藤　君江
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９４０号
東京都大田区南蒲田２丁目26―２―410
債務者　野口　利男
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９４１号
東京都大田区西六郷１丁目12―22―910
債務者　小山　雅子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部